

○厚生労働省令第八十一号

厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十六条第五項、第二十二條第二項、第二十三條第二項及び第三十條第二項並びに厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第五百三十三條第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「七人」を「八人」に改める。

第六十四條第二項第三号中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)に改め、同条第四項第二号中「の措置」を削り、並びに身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設への入所又は通所に要する」を「及び障害者支援施設又は障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する」に改める。

第二百二十七條中「がん予防・検診研究センター」の下に、「がん対策情報センター」を加える。

第二百三十條中「八課」を「六課」に改め、「調査課」及び「政策医療企画課」を削る。

第三百三十一條中「国立がんセンターがん予防・検診研究センター」の下に、「国立がんセンターがん対策情報センター」を加え、「調査課、政策医療企画課及び」を削る。

第三百三十二條中「政策医療企画課及び」を削る。

第三百三十三條中「国立がんセンターがん予防・検診研究センター」の下に、「国立がんセンターがん対策情報センター」を加える。

第三百三十七條及び第三百三十八條を次のように改める。

第三百三十七條及び第三百三十八條 削除

第四百四十一條第一号中「運営局及び」を削り、「がん予防・検診研究センター」の下に「及びがん対策情報センター」を加える。

第四百七十五條第三号中「医療情報学的及び」を削る。

第四百七十六條中「四部」を「三部」に改め、「情報研究部」を削る。

第四百七十八條中「検診技術の開発」の下に「並びに検診の実施管理及び評価」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第四百七十九條中「及び研究」の下に「並びに疫学的調査及び研究」を加える。

第四百八十條を次のように改める。

第四百八十條を次のように改める。

(がん対策情報センターの所掌事務)

一 がんその他の悪性新生物に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

二 がんその他の悪性新生物に関し、診療支援を行うこと。

三 がんその他の悪性新生物に関し、医療及び統計に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに調査及び研究を行うこと。

四 がんその他の悪性新生物に関し、がん登録の調査及び研究並びに体制整備を行うこと。

五 がんその他の悪性新生物に関し、診断及び治療並びに調査及び研究に関する企画及び立案並びに調整並びに技術者の研修を行うこと。

六 がんその他の悪性新生物に関し、情報システムの研究開発並びに運用及び管理を行うこと。

第八十條の次に次の五條を加える。

(がん対策情報センターに置く部等)

第八十條の二 がん対策情報センターに、次の二部及び二課を置く。

臨床試験・診療支援部

がん情報・統計部

がん対策企画課

情報システム管理課

(臨床試験・診療支援部の所掌事務)

第八十條の三 臨床試験・診療支援部は、がん対策情報センターの所掌事務のうち、多施設共同臨床試験支援及び診療支援を行うことをつかさどる。

(がん情報・統計部の所掌事務)

第八十條の四 がん情報・統計部は、がん対策情報センターの所掌事務のうち、次に掲げる事務(情報システム管理課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

一 医療及び統計に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに調査及び研究を行うこと。

二 がん登録の調査及び研究並びに体制整備を行うこと。

(がん対策企画課の所掌事務)

第八十條の五 がん対策企画課は、がん対策情報センターの所掌事務のうち、診断及び治療並びに調査及び研究に関する企画及び立案並びに調整並びに技術者の研修を行うことをつかさどる。

(情報システム管理課の所掌事務)

第八十條の六 情報システム管理課は、がん対策情報センターの所掌事務のうち、情報システムの研究開発並びに運用及び管理を行うことをつかさどる。

第八十一條中「運営局及び」を削り、「がん予防・検診研究センター」の下に「及びがん対策情報センター」を加える。

第八十三條中「十二部」を「十一部」に改め、「薬効試験部」を削る。

第八十六條中「及び研究」の下に「並びに薬理学的調査及び研究」を加える。

第八十八條を次のように改める。

第八十八條 削除

第二百四十四條中「総合外来部」を「外来部」に、「専門外来部」を「周産期治療部」に改める。

第二百五十五條(見出しを含む)中「総合外来部」を「外来部」に改める。

第二百六十六條を次のように改める。

第二百六十六條を次のように改める。

(周産期治療部の所掌事務)

第二百六十六條 周産期治療部は、病院の所掌事務のうち、周産期にある患者の診断及び治療を行うこと(他部の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

第二百六十九條の見出しを「予防検診部の所掌事務」に改める。

第二百六十九條中「心理・指導部」の下に「武蔵病院に限る。」を加える。

第二百七十六條を次のように改める。

(リハビリテーション部の所掌事務)

第二百七十六條 リハビリテーション部は、病院の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 理学療法、作業療法及び言語療法による患者のリハビリテーションを行うこと。

二 心理検査及び心理療法並びに患者の社会復帰指導を行うこと(国府台病院に限る)。

第二百七十七条中「(国府台病院にあつては、心理検査及び心理療法並びに社会復帰指導)を削る。第三百五十二条の見出し中「及び副所長」を削り、同条第一項中「及び副所長一人」を削り、同条第三項を削る。

第三百五十三条中「十四部」を「十一部」に改め、「疫学統計研究部」、「医療生態学研究部」及び「細胞組織再生医学研究部」を削る。

第三百五十四条及び第三百五十五条を次のように改める。

第三百五十四条及び第三百五十五条 削除

第三百六十七条を削り、第三百六十八条を第三百六十七条とし、第三百六十九条を第三百六十八条とし、同条の次に次の七条を加える。

(国際臨床研究センター)

第三百六十九条 研究所に、第三百五十三条に規定するもののほか、国際臨床研究センターを置く。

(国際臨床研究センターの所掌事務)

第三百六十九条の二 国際臨床研究センターは、研究所の所掌事務のうち、特定疾患に関し、診断方法及び治療方法の開発及び改良のための臨床研究(これらに関する基礎的研究を含む)に関することと(他部の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

(センター長)

第三百六十九条の三 国際臨床研究センターに、センター長を置く。

2 センター長は、国際臨床研究センターの事務を掌理する。

(国際臨床研究センターに置く部)

第三百六十九条の四 国際臨床研究センターに、次の三部を置く。

医療情報解析研究部

細胞組織再生医学研究部

(国際保健医療研究所の所掌事務)

第三百六十九条の五 国際保健医療研究所は、国際臨床研究センターの所掌事務のうち、国際保健医療の普及及び向上のための臨床研究(これらに関する基礎的研究を含む)を行うことをつかさどる。

(医療情報解析研究部の所掌事務)

第三百六十九条の六 医療情報解析研究部は、国際臨床研究センターの所掌事務のうち、臨床試験及び臨床疫学的調査並びにそれらの方法を開発するための臨床研究(これらに関する基礎的研究を含む)を行うことをつかさどる。

(細胞組織再生医学研究部の所掌事務)

第三百六十九条の七 細胞組織再生医学研究部は、国際臨床研究センターの所掌事務のうち、再生医療、遺伝子治療その他の先端的な医療技術の開発及び改良のための臨床研究(これらに関する基礎的研究を含む)を行うことをつかさどる。

第四百十五条中「十部」を「十一部」に改め、「成育政策科学研究部」を「成育政策科学研究部」に改める。

第四百二十五条の二 周産期病態研究部は、研究所の所掌事務のうち、周産期における母体及び胎児の病態の調査及び研究に関すること(他部の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

第七百七条第七号から第七十二号までを削り、同条第六十九号を第七十二号とし、第六十八号を第七十一号とし、第六十七号を第七十号とし、同条第六十六号中「知的障害者福祉法」の下に「昭和三十五年法律第三十七号」を加え、同条第六十九号とし、同条第六十五号中「身体障害者福祉法」

の下に「昭和二十四年法律第二百八十三号」を加え、同条第六十八号とし、同条の前の次の一号を加える。

六十七 障害者自立支援法第十二条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

第七百七条第六十四号を第六十六号とし、第五十三号から第六十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五十二号中「第二十一条の九の五第二項及び第三項」を「第二十一条の四第二項及び第三項」に改め、同条第五十四号とし、同条第五十一号中「第二十一条の九第四項」を「第二十条第四項」に改め、同条第五十三号とし、同条第五十号中「第二十一条の九の五第二項及び第三項」を「第二十一条の四第二項及び第三項」に改め、同条第五十二号とし、同条第四十九号を第五十一号とし、第四十四号から第四十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四十三号中「の措置」及び「並びに身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設への入所又は通所に要する費用」を削り、同条第四十五号とし、同条第四十二号中「児童福祉法第十三条第二項第一号」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十三条第二項第一号」に改め、同条第四十四号とし、同条第四十一号を第四十三号とし、第八号から第四十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号の次に次の二条を加える。

八 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。

九 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。

第七百七十一号第二項第一号中カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、メの次に次のように加える。

ル 自立支援指導官一人(北海道厚生局及び中国四国厚生局を除く)。

第七百七十一号第二項第二号中タをシとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 自立支援指導官一人

第七百七十一号第二項第三号中タをシとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 自立支援指導官一人

第七百七十三号第九の五第二項及び第三項を「第二十一条の四第二項及び第三項」に改め、同条第八号中「第二十一条の九第四項」を「第二十条第四項」に改め、同条第九号中「第二十一条の九の五第二項及び第三項」を「第二十一条の四第二項及び第三項」に改め、同条第二十七号から第二十九号までを次のように改める。

二十七から二十九まで 削除

第七百七十四条中第十一号を第十三号とし、第六号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号の次に次の二条を加える。

六 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。

七 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。

第七百七十三号第一項第一号中「の措置」及び「並びに身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設への入所又は通所に要する費用」を削り、同項第六号から第八号までを削る。

第七百七十三号の二の次に次の一条を加える。

(自立支援指導官の職務)

第七百二十三号の三 自立支援指導官は、命を受けて、障害者自立支援法第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務を行う。

別表第四群馬の款高崎の項管轄区域の欄中、「群馬郡」を削る。

別表第五群馬の款高崎の項管轄区域の欄中、「群馬郡」を削る。

別表第七群馬社会保険事務局の款高崎の項第三欄中「安中市 群馬郡」を「安中市」に改め、同表東京社会保険事務局の款中

麹町	千代田区	千代田区のうち飯田橋、一番町、内幸町、大手町、霞が関、紀尾井町、北の丸公園、九段南、麴町、五番、居外苑、麴町、千代田、永田町、三番町、二丁目、日比谷公園、平河町、富士見、丸の内、有楽町、四番町及び六番町	第三欄に掲げる地域
神田	千代田区	千代田区(麴町社会保険事務所管内の地域を除く)	第三欄に掲げる地域
日本橋	中央区	中央区(京橋社会保険事務所管内の地域を除く)	第三欄に掲げる地域
京橋	中央区	中央区のうち明石町、入船、勝どき、京橋、銀座、新川、新富、築地、月島、佃、豊海町、八丁堀、浜離宮庭園、晴海、湊及び八重洲二丁目	第三欄に掲げる地域
千代田	千代田区	千代田区	第三欄に掲げる地域
中央	中央区	中央区	第三欄に掲げる地域
蒲田	大田区	大田区のうち蒲田、蒲田本町、北糀谷、下丸子、新蒲田、多摩川、仲六郷、西蒲田、西糀谷、西六郷、秋中、羽田、羽田旭町、羽田空港、東蒲田、東糀谷、東六郷、田、東糀谷、東六郷、南蒲田、南六郷及び矢口	第三欄に掲げる地域
大森	大田区	大田区(蒲田社会保険事務所管内の地域を除く)	第三欄に掲げる地域
大田	大田区	大田区	第三欄に掲げる地域

改める。

1 (施行期日)
この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

2 (申請、処分等に関する経過措置)
この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長に行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務所若しくはその長が行ったものとみなす。

に を に を

○厚生労働省令第三号
国土交通省令第三号
公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十五条第一項の規定に基づき、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
国土交通大臣 冬柴 鐵三

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令
公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成八年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。
第一条第二号中「第五条第十六項」を「第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」に改める。

附 則
この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

告 示

国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号
環境省、告示第一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の一部の施行に伴い、及び次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)第七条第一項の規定に基づき、行動計画策定指針(平成十五年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

国家公安委員会委員長 溝手 顕正
文部科学大臣 伊吹 文明
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
国土交通大臣 冬柴 鐵三
環境大臣 若林 正俊

四の1の(1)中「第二十一条の二十七」を「第二十一条の九」に、「第二十一条の二十九」を「第二十一条の十一」に改める。

○厚生労働省告示第五百二十二号
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第二十一条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)以下「法」という。附則第二十一条第二項の規定に基づき、指定旧法施設支援(同条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下同じ)に要する費用の額は、別表指定旧法施設支援単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める単位の単価(別表第2の1の注5及び注6にあつては、十円)を乗じて得た額とする。

二 前号の規定により、指定旧法施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。